審　査　基　準

令和７年３月２４日作成

法　令　名	：道路交通法
根拠条項	：第１０１条の２第４項
処分の概要	：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法令の定め	：道路交通法第９５条の６第１項及び第２項（免許証等の有効期間）、第１０１条の２第１項及び第５項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第１０１条の３（更新を受けようとする者の義務）、第１０１条の４第１項から第３項まで（７０歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第３３条の７（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第３７条の５（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第３７条の６（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第３７条の６の２（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第２９条（免許証等の更新の申請等）、第２９条の（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第１条（講習の基準）、第２条（講習の基準）
審査基準	：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間	：交通部運転免許本部運転免許課受理は１日 警察署窓口受理は　　６０日
申請先	：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口（優良運転者講習対象者） 住所地を管轄する警察署の交通課窓口（一般運転者講習対象者並びに一部地域違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。）
問い合わせ先	：交通部運転免許本部運転免許課 電話０４３－２７４－２０００
備考	：